

「見直しの方向性」が示された施策の見直しの現状

平成 30 年 1 月 22 日

(平成 30 年 2 月 26 日一部追記)

① バリアフリー施策の基本的考え方

- ・「障害の社会モデル」の理念等を、バリアフリー法体系において反映
 - バリアフリー法の基本理念規定を新たに整備し、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化（法律）
- ・観光地のバリアフリー化（地域・宿泊施設のバリアフリー化、情報提供、相談窓口の充実等）を推進
 - マスタープラン制度、基本構想制度の活用により、観光地全体のバリアフリー化を促進
 - 宿泊施設のバリアフリー化については、本年 3 月に改正した建築設計標準の周知を図っているところ。客室数の基準（政令）の見直しについて、昨年 1 2 月に検討会を設置。夏を目途にとりまとめ
 - ホテル・旅館におけるバリアフリー情報の提供について、近く検討を開始
 - 観光地のバリアフリー情報提供を促進するため、年度内に現状を評価するためのマニュアルを作成するほか、2019 年度にポータルサイト等による一元的な情報提供の実現を目指す
 - 交通事業者向けの接遇ガイドライン、観光関係事業者等向けの接遇マニュアルを作成
 - 宿泊施設のバリアフリー化のための改修を平成 29 年度補正予算で支援。（追記）
- ・バリアフリー法の適用対象事業者の拡大を検討
 - バリアフリー法の適用対象事業者の拡大（貸切バス、遊覧船）（法律）
- ・バリアフリー情報提供の推進について検討
 - 公共交通機関に加え、建築物、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化（法律）
 - 市町村のバリアフリーマップ作成に事業者等が協力する仕組みを制度化（法律）
- ・高齢者、障害者等の意見聴取について、バリアフリー法体系において明確化
 - 高齢者、障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記（法律）

② 施設設置管理者等の取組促進

・交通バリアフリー基準・ガイドラインの本年度中の見直し

- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直しについて、経路の複数化、エレベーターの大型化等について検討中。今年度中に所要の改正予定

・2021年度以降の整備に関する目標設定のあり方について、適切な時期に検討を開始

- 2020年度目標の結果が見通せることとなった段階で、当該結果について評価を行い、それを踏まえて新たな目標のあり方について、各分野の整備の現状や、都市部、地方部それぞれの課題、事業者の負担等を踏まえつつ、検討
なお、利用者数が少ない駅など小規模な旅客施設のバリアフリー化については、事例収集、分析を行いつつ、ソフト面も含めたあり方を検討

・公共交通事業者等が、ハード、ソフト両面の取組状況を対外的に明らかにする制度（統括管理者の設置、推進計画策定、定期報告、公表制度、情報提供等）の導入を検討

- 公共交通事業者等がハード・ソフト一体の計画の作成、取組状況の報告・公表を行う制度を創設（法律）

・優先的に整備すべき道路の重点的な支援、経路選択が可能なバリアフリー化について検討

- 駅周辺等において特定道路の指定を拡大し、バリアフリー化を推進
- 利用者のニーズに応じた経路が選択できるよう、交通量の多い幹線道路の整備にあわせて、生活道路についても、地域の安全対策と一体となったユニバーサルデザイン化を行う

・建築物等個別施設のバリアフリー化について、条例による区域を限った義務基準強化の促進を含め、検討

- 条例による区域を限った義務基準強化が可能であることを基本方針に明確に位置づけることにより、地方公共団体の条例の制定を促進
- 飲食店、コンビニ等について、関係省庁（農林水産省・経済産業省）、業界とともにバリアフリー情報提供等を推進
- 共同住宅のバリアフリー情報の提供について、関係事業者へのヒアリングを実施
なお、改正住宅セーフティネット法に基づき、高齢者、障害者等向けの賃貸住宅の登録・提供を促進
- 避難所となる学校等のバリアフリー化を支援（文部科学省）

③ 地域の更なる面的バリアフリー化

- ・市町村による基本構想作成を促進するため、基本構想の作成要件の緩和、複数市町村にまたがる事業の場合等における都道府県の関与の強化等を検討
 - 市町村の主導による地域の更なる面的バリアフリー化が進むよう、市町村のバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設（法律）
 - 市町村によるマスタープラン・基本構想の作成を努力義務化（法律）
 - 都道府県が市町村の求めに応じ、広域的な見地から助言等の援助を行うよう努力義務化（法律）
- ・基本構想を一定期間ごとに評価・見直しする制度について検討
 - 定期評価・見直しを努力義務化（法律）
- ・複数の施設設置管理者が関係する交通結節点における施設設置管理者間の連携促進の仕組みを検討
 - マスタープランの対象地区において、公共交通事業者等、道路管理者が一定の施設整備を行う際に市町村に事前届出を行う制度を創設し、交通結節点における関係者間の連携によるバリアフリーを促進（法律）
- ・まちづくり施策との連携を促進
 - マスタープランの対象地区については、立地適正化計画の都市機能誘導区域が設定されている場合にはこれを考慮して設定すべきである旨、基本方針に明記し、まちづくり施策との連携を促進
 - 地方都市の駅前等においてバリアフリー化を進める手法としても活用できるよう、立体道路制度の適用対象を拡充（法律※）
※都市計画法等
 - 歩行者や車椅子の安全・円滑な通行を確保するため、占用制限の対象に「幅員が著しく狭い歩道で特に必要な場合」を追加する（法律※）
とともに、無電柱化推進計画（案）において、重点的に無電柱化を進める対象にバリアフリー化が必要な特定道路等を位置付け、無電柱化を推進（追記）
※道路法

④ 心のバリアフリー

- 国及び国民の責務に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援（駅利用者による声かけ等）を明記（法律）
- ・公共交通事業者等がハード、ソフト両面の取組を計画的に取り組む中で、更なる職員研修の実施を促進するための仕組みについて検討

- 接遇マニュアルの作成、教育訓練内容の充実等、職員研修について、取組の内容を示す判断の基準を国土交通大臣が作成し公表（法律）
- 公共交通事業者等がハード・ソフト一体の計画の作成、取組状況の報告・公表を行う制度の中で、計画の記載事項の一つとして職員研修を規定（法律）
- ・ **交通・観光分野における接遇ガイドラインの本年度中の策定、普及**
 - 交通事業者向けの接遇ガイドライン、観光関係事業者等向けの接遇マニュアルを作成（再掲）
- ・ **バリアフリー教室等の啓発活動について、事業者や公共交通の利用者向けの取組を充実**
 - 2020年東京大会に向けて、エレベーターや車両の優先席の利用に当たっての利用マナー向上や、鉄道利用者に高齢者、障害者等に対するサポートを呼びかけるキャンペーンを、30年夏を目途に実施
 - 公共交通機関や大型商業施設等におけるベビーカー利用の円滑化等に関するキャンペーンや、多機能トイレ利用に関するマナー向上のための取組を推進
 - 駅のエレベーターへの優先マークの貼付を促進
 - バリアフリー教室について、小・中学生のみならず、事業者や公共交通機関の利用者に対象を拡大。また、法の理念規定の考え方、知的・精神・発達障害といった多様な障害特性、国民の支援やマナー向上の必要性等について理解が促進されるよう、内容の充実を図る
- ・ **障害者等当事者に対する公共交通の安全な利用に関する啓発活動を推進**
 - 高齢者、障害者等が公共交通をより安全かつ円滑に利用できるよう、ハンドル形電動車椅子の利用方法、誘導用ブロックの敷設方法等、最近の検討会の検討結果について、高齢者、障害者等関係団体への周知を実施
 - 上記の他、高齢者、障害者等の意見を伺いつつ、啓発活動の具体の推進方策について検討し、結論を得られたものから順次実施